

## 重要事項説明書（訪問介護）

当事業所は、ご契約者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容等についての説明は次のとおりです。

### 1. 事業者

事業者名	一般社団法人 三原市医師会
代表者氏名	会長 小園 亮次
所在地	広島県三原市宮浦一丁目15番1号
電話番号	(0848) 62-3113

### 2. 事業所の概要

事業所名	三原市医師会訪問介護ステーション
所在地	広島県三原市宮浦一丁目15番16号
電話番号	(0848) 62-7226
指定事業者番号	広島県 第3470900378号
管理者	竹本 由佳
サービス提供地域	三原市（鷺浦町を除く）
事業の目的及び運営方針	介護保険法並びに契約に従い、利用者様が有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことが出来るよう支援することを目的とします。 地域との結びつきを重視し、市町村、指定介護支援事業者、他の介護サービス事業者その他の保険、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 3. 職員の体制及び訪問介護員の資格内訳

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		従業員及び業務の管理
サービス提供責任者	2名		サービス申し込みの調整 訪問介護計画の作成と説明。サービス内容の管理 訪問介護員の研修・技術指導
訪問介護員	2名	7名	介護サービスの提供
介護福祉士	2名	3名	
ヘルパー2級	0名	4名	

### 4. 営業日及び営業時間

区分	平日	土曜日	休業日
営業日	8:30~17:30	8:30~12:30	日曜日・祝祭日 年末・年始（12月29日~1月3日） 盆（8月14日・15日）

但し、サービス提供については、ケアプラン（介護計画）で必要とされる場合は、営業日及び営業時間外においてもサービス提供することもあります。

## 5. サービスの内容

サービス区分	サービス種類	サービス内容
身体介護	食事介助	食事の介護や見守り
	入浴介助	入浴の介助、または入浴が困難な場合は清拭等
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換
	更衣介助	衣類の着脱の介助
	移動・移乗介助	トイレ誘導・車イス介助・歩行介助等
生活援助	調理	利用者の食事の用意
	洗濯	利用者の衣類の洗濯
	掃除	利用者の居室等の掃除や整理整頓
	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物
その他	相談・助言	

訪問介護員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者以外の方に対するサービス提供（調理・洗濯・掃除等）
- (3) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除・庭掃除・家屋の修理・ペットの世話等）
- (4) 利用者又は家族の預貯金通帳、証書書類などの預かり
- (5) その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

## 6. 利用料金

- (1) サービス利用料金につきましては、別紙をご参照ください。  
介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせてお客様の負担額を変更させていただきます。  
(注)各種「利用者負担軽減措置」該当者の方は、必ず証書の写しを事前にご提出ください。その後減免措置を摘要させていただきます。

### (2) 交通費

\* 通常のサービス提供地域以外の地域については、通常サービス提供地域を越えた地点より所定の交通費（実費相当）が必要となります。（自動車の場合は1kmあたり50円）。

### (3) キャンセル

急なキャンセルの場合はキャンセル料が必要となる場合があります、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は当事業所へ至急ご連絡をください。

（連絡先 電話番号（0848）62-7226）

①ご利用の前営業日の17時30分までにご連絡頂いた場合	無 料
②ご利用の前営業日の17時30分までにご連絡頂かなかった場合	1,500円

※ただし、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

### (4) 利用料金のお支払い方法

事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求します。利用者負担金は翌月20日に銀行口座振替にてお支払いいただきます。（引落日が休日の場合には翌日引落し。）尚、口座振替手続き完了までは現金集金となります。

## 7. 留意事項

- \* サービス提供の際に利用者の居宅で使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者の負担となります。
- \* 家事または介護サービス提供するために必要不可欠な品物についてはご利用者に準備して頂きます。
- \* 訪問予定時間は遅れる事のないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。

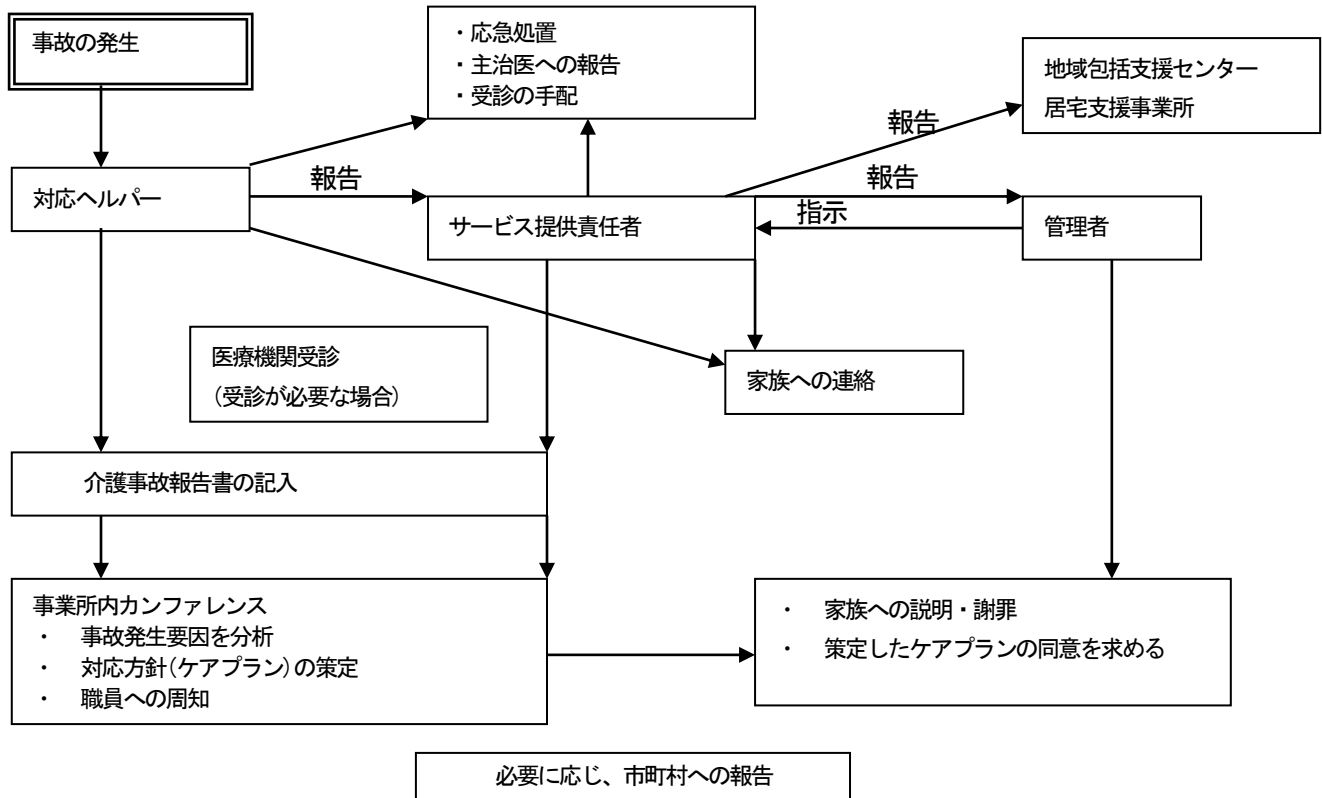
## 8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

## 9. 事故発生時の対応について

## 当事業所における事故発生時の対応方法

万が一、介護事故が発生した時は、当事業所の介護事故対応マニュアルに従い、適切に対応します。(緊急時・事故発生時の対応フローチャート参照)



## 10. サービス内容等に関する相談・苦情

### (1) 円滑迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

訪問介護事業についての苦情の場合は、原則として下記担当者を中心に利用者やサービス提供者からも事情を聞き、苦情に関わる問題を把握の上、介護支援専門員（居宅介護支援事業所）と協議の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明し納得してもらうよう努めます。

### (2) 相談・苦情窓口

当事業所の窓口	苦情相談窓口 住 所 電 話 担 当 者 対 応 時 間	三原市医師会訪問介護ステーション 三原市宮浦一丁目15番16号 (0848) 62-7226 管理者 平日8:30~17:30 土曜8:30~12:30
市町村の窓口	三原市高齢者福祉課介護保険係 〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話番号 (0848) 67-6240 受付時間 平日 8:30~17:15	
公的団体の窓口	広島県国民健康保険団体連合会(国保連) 介護保険課 〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 (082) 554-0783 受付時間 平日 8:30~17:15	

## 1 1. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
  - ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を行います。
  - ②虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
  - ③従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。
  - ④上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	管理者 竹本 由佳
-------------	-----------

⑤事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 2. 身体拘束

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録するものとします。

## 1 3. ハラスメント対策

- (1) 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者又は利用者家族等からの事業所やサービス従事者、その他の関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を終了させていただくことがあります。

## 1 4. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に、掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

## 1 5. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常事態の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 6. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。
- (2) 予め文書により利用者の同意をえた場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (3) 個人情報の訂正・利用停止について  
当訪問介護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

(4) 個人情報の開示について

ご自身の訪問介護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には実費相当額がかかりますのでご了承ください。

(5) 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は当ステーションまでお気軽にお寄せください。

当事業所は、訪問介護サービスの開始にあたり、本書面に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所	所在地	三原市宮浦一丁目 15 番 16 号
	事業所	三原市医師会訪問介護ステーション
説明者	職 名	<u>管理者兼サービス提供責任者</u>
	氏 名	<u>竹本 由佳</u> 印

私は、本書面に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、この内容に同意しました。

年 月 日

(利用者)

利 用 者	住 所	
	氏 名	印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者	住 所	
	氏 名	印
	本人との続柄	

(事業者)

住 所	広島県三原市宮浦一丁目 15 番 1 号
事業者 (法人名)	一般社団法人 三原市医師会
代表者職・氏名	三原市医師会 会長 小園 亮次 印

## 個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ

三原市医師会訪問介護ステーションでは、ご利用者が安心して訪問介護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。

ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合せください。

### □個人情報の利用目的について

当訪問介護ステーションでは、ご利用者の個人情報を掲示している目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する必要がある場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

### □個人情報の訂正・利用停止について

当訪問介護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

### □個人情報の開示について

ご自身の訪問介護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には実費相当額がかかりますのでご了承ください。

### □相談窓口のご案内

ご質問やご相談は当ステーションまでお気軽にお寄せください。

## ご利用者の個人情報の利用目的

### □訪問介護ステーション内での利用

- ・ ご利用者へ提供する訪問介護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への介護サービスの質向上（ケア会議、研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

### □他の事業所等への情報提供

- ・ 連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ 家族等介護者への介護サービス計画・介護支援計画に関する説明
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出

### □その他上記以外の利用目的

- ・ 統計データでの利用（ただし、個人を特定できるようなるようは一切しません）
- ・ 外部監査機関への情報提供

## 指定訪問介護サービスご利用料金表（令和6年4月）

## 三原市医師会訪問介護ステーション

\* 介護保険を利用する場合の利用料は、原則として負担割合証（1割、2割、3割）に応じた基本料金となります。但し、介護保険の給付限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

## 【基本料金】

区分	サービス提供時間	料 金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)	*身体介護の (1)～(3) に引き続き生 活援助を行っ た場合、所要時 間が20分から 起算して25 分増毎に6 50円加算さ れる。
身体介護	1) 20分以上 30分未満	2,440円	244円	488円	732円	
	2) 30分以上 1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円	
	3) 1時間以上 (30分増毎)	5,670円 (820円加算)	567円 (82円加算)	1,134円 (164円加算)	1,701円 (246円加算)	
生活援助	20分以上 45分未満	1,790円	179円	358円	537円	
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円	

\* 早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）は25%割増、深夜（22:00～6:00）は50%割増になります。

\* やむを得ない事情があり、かつ利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

\* 介護認定を受けていない場合は、基本料金の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者は、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて居住地の市町村に保険給付の申請を行うこととなります（償還払い）。

## 【加算について】

加算名	料 金	
	自己負担額は負担割合証による (料金の1割.2割.3割)	内 容
初回加算	一月につき2,000円	新規又は2ヶ月あけて訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が同行訪問した場合
緊急時訪問加算	一件につき1,000円	利用者や家族からの要請を受けて、ケアマネージャーが必要と認めた時に、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合
生活機能向上連携加算 I	一件につき1,000円	I サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が同時に訪問し、両者の共同により計画書を作成・評価した場合
訪問介護職員 処遇改善加算 (IV)	算定額の1割.2割.3割負担	サービス利用料に対し、加算率14.5%を乗じ算定